

農業者の“農産所得の向上”を支援します。



「園芸等生産向上推進事業」募集中！

三川町に住所を有し、町内で露地・施設園芸等による農業所得の拡大を目指す農業者を支援することを目的に、「園芸等生産向上推進事業」を実施します。

令和6年度は、園芸用ハウスの整備や畑作に係る農業用機械の導入経費等の一部を支援しますので積極的な事業の活用をお願いいたします。

●補助内容

支援項目	補助対象経費	補助率	支援要件
①園芸用ハウス整備支援	園芸用ハウス整備に係る経費及び整備に係る資材費	1/2以内 上限100万円	・通年又はそれに近い形で施設園芸等に取り組むものであること。 ・設置面積50坪以上であること。 ・設置後3年間、毎年栽培形態や収支状況等の報告を行うこと。
②作土深機械導入支援	作土深機械の導入に係る経費	1/2以内 上限25万円	・償却残存期間が3年以上ある場合に限り、中古機械の導入も可とする。
③機械設備導入支援 (②非該当項目)	作土深機械以外の機械・設備の導入に係る経費	3/10以内 上限50万円	・「③機械設備導入支援」は、草刈機械及び汎用性の高い機械を除く。
④販路開拓支援	販売経路の開拓を目的とした活動に必要な経費 (交通費、宿泊費、消耗品費、会場借上料等)	1/2以内 上限20万円	・5名以上の団体であること。 ・販路開拓計画書、販路開拓先との交渉記録等を提出すること。 ・単なる物販を目的とする取り組みは対象外とする。

※単なる機械の更新は、対象となりません。

●募集取りまとめ期間

令和6年6月27日(木)まで



＜申込み・問合せ先＞

三川町役場 産業振興課 農政係 35-7018(直通)